

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和5年1月20日

奈良県知事 荒井 正吾

1 委託業務の概要

- (1) 業務名 マイナンバーカード利活用に関する調査研究業務
- (2) 業務履行場所 奈良県総務部デジタル戦略課
- (3) 業務内容 4(2)により交付する仕様書等のとおり
- (4) 業務量の目安 7,592千円（消費税及び地方消費税込み）を限度とします。
- (5) 履行期限 令和5年3月28日（火）

2 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q4 検査・分析・調査業務」の③調査分析業務に登録がある者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- ② 複数の提案書等を提出したとき。
- ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- ⑦ その他不正な行為があったとき。

4 手続き等

- (1) 担当課
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁情報管理棟1階）
奈良県総務部デジタル戦略課地域情報化推進係
TEL 0742-27-8446（直通）

F A X 0742-23-4196

- (2) 公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）及び仕様書の配布
公募開始日から令和5年1月26日（木）までの午前9時から午後4時まで（ただし、土日を除く平日で、かつ正午から午後1時までを除きます。）の間に、(1)の担当課において配布する。または奈良県総務部デジタル戦略課ホームページから入手するものとする。
- (3) 質問の受け付け
(2)により配布する説明書に示すところによる。
- (4) 参加申込書、企画提案書等の提出
(2)により配布する説明書に示すところによる。

5 受託者の選定

4 (2)により配布する説明書に示すところによる。

6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（営業契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)および(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約者について6の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、6の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

8 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 詳細については、4 (2)により配布する説明書に示すところによる。